

令和 7 年

第 5 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和7年第5回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)午後1時30分～午後2時12分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (18名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 9番 唐 渡 義 伯
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 16番 篠 原 安 博
- 18番 十 川 昭 夫
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (1名)

- 17番 武 澤 守

5. 議事録署名委員

- 5番 糸 谷 徳 文
- 9番 唐 渡 義 伯

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭
局長補佐 藤野浩二
係長 原田裕人
係長 原田昂
主事補 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】ただ今から、令和7年第5回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

5月に入り、田植えの方も大分、進んで来たところだと思います。また、下旬になりますと、初夏を感じる蒸し暑さやこれからはだんだんと気温が上がっていきますが、どうぞお体には、十分ご留意していただきまして、農作業に励んでいただければと思います。

それでは、簡単なお挨拶ではございますが、総会のほうに移らせて、いただきたいと思っております。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、18名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、5番糸谷委員、9番唐渡委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第5号までの5議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）の番号1番から3番、5番から9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（藤野）第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（委員会処分）についてですが、今月の申請は、9件で内訳としまして、売買が8件、贈与が1件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。ただし、案件番号4番につきましては、阿波市農業委員会総会会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号1から3番と5番から9番の審議をしていただいた後に、説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑1筆 面積は、232㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事し、水稻や露地野菜を作付けされております。申請地には、野菜苗を栽培する予定です。

続きまして、案件番号2番、地図は、3ページ、4ページをご覧ください。登記

現況地目とも、田計2筆 面積は、1,968㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と父とで農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、5ページから、7ページをご覧ください。登記現況地目とも、田計2筆 面積は、2,724㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と両親とで農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号5番、地図は、10ページ、11ページをご覧ください。登記現況地目とも、田2筆 面積は、2,841㎡ 登記現況地目とも、畑1筆 面積は、1,726㎡ 計3筆 4,567㎡ 契約内容は、売買となっております。申請地に隣接しております居宅を購入する予定です。譲受人と父とで農作業に従事し、水稻や季節野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、12ページ、13ページをご覧ください。登記現況地目とも、田1筆 面積は、797㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と子とで農作業に従事していて、主に水稻・たばこ・キャベツを作付けされております。申請地には、ネギを作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、14ページ、15ページをご覧ください。登記現況地目とも、田計2筆 面積は、2,194㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号8番、地図は、16ページ、17ページをご覧ください。登記現況地目とも、田1筆 面積は、869㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事し、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号9番、地図は、18ページ、19ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑1筆 面積は、1,218㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件番号1から3番と5番から9番の案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号1番から3番 5番から9番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。5月18日に現地確認等、聞き取りを行いました。申請地は、この地図のとおり細長く、三角形で非常に農機具を使う中で使いづらい地形状態にあります。譲受人は、申請地に隣接しており、身内の関係でないが贈与ということになりました。またここで育苗することも確認しております。今回の申請については、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。概要については、事務局のとおりです。先日、現地確認をしてきました。譲渡人は、高齢で子供もなく以前は自営業でした。この度、高齢とともに後継者もいないので、親戚にあたる譲受人に譲ることに何ら問題ありませんので、よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・5番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。譲渡人は、香川県に住んでおり管理が難しく、今後も自分で耕作する考えがないことから、譲受人はこの地図にあるように道を隔ててすぐ北側に居住しており、大規模に農業をしております。それでこの際買ってほしいということで売買が成立したようです。続きまして、5番の土地は、元所有者とその奥さんもなくなり、相続したんですが譲渡人も亡くなりました。譲受人は譲渡人の妹で阿波市に移住してきており、今は賃貸住宅に住んでおりますが、元所有者の家と土地を譲り受け、本格的に農業をしたいので、今回の売買ということになりました。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を7番坂東委員にお願いします。

○7番(坂東委員)7番坂東です。譲渡人は香川県におり、面倒が見れないので、譲受人が土地から家が近いことから売買となりました。あとは事務局の説明のとおりです。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を私6番新見が説明します。

○6番(新見委員)概要につきましては、事務局の説明したとおりで、5月20日に現地調査をし、申請地は水稻を作付けされていました。聞き取りをしたところ譲渡人は、高齢で耕作できないため、売却したいとのことであり、譲受人は譲渡人の隣で住んでおり、引き続き水稻などを作付けしていくので、問題ないと思えます。

【議 長】

つづきまして、番号8番・9番を1番米澤委員にお願いします。

○1番(米澤委員)1番米澤です。案件番号8番の譲渡人は、以前より耕作していただいておりますが、その方ができなくなり、近くで耕作をしていた譲受人に売買することができる話がありました。事務局の説明通り何ら問題がないと思えますので、ご審議よろしくをお願いします。案件番号9番、この土地の譲渡人は、市外在住で耕作もできないまま時間も経っており、近くで買ってくれる方を探していたところ、譲受人と話がまとまりました。何ら問題がないと思えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。ただ今、事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番から3番 5番から9番について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番から3番、5番から9番については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号4番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(藤野) 案件番号4番について、ご説明させていただきます。地図は、8ページ、9ページをご覧ください。登記現況地目とも、田計3筆 面積は、1,742㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と父とで農作業に従事していて、主に水稻・白菜・ねぎを作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の4番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、4番を11番森本委員にお願いします。

○11番(森本委員) 11番森本です。5月17日に現地を確認してきました。譲渡人は、兵庫県に住んでおり県外からはこの土地を管理するには不都合であり、以前から譲受人に買ってほしい依頼をしておりました。現在も譲受人が耕作しており、この度売買が成立いたしました。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の4番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の4番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

(●●●委員着席する)

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について(知事処分)を説明いたします。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり、前回の許可は「営農型太陽光発電施設」地目は、田 面積は、1,296㎡の内0.46㎡「賃借権の設定」です。地図資料20ページを併せてご参照ください。申請地は、令和5年6月26日開催の阿波市農業委員会総会で審査して頂き令和5年7月27日付け徳島県指令農林第3090号で一時転用の許可が下りていました。しかしながら同時期より事業所の資材置場、駐車場の拡大の計画もあり営農型太陽光発電施設で申請した農地が事業所に隣接し使い勝手もいいことから資材置場・駐車場で手続きを進めていくため取消願が提出されました。現在の農地の状態は太陽光パネルの設置も無く耕耘した状態であるため復元工事も発生しないと思われまます。以上第2号案件の農地法第5条の規程による許可の取消願について説明を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から第2号議案について、説明がありました。これについて、

質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、全て田 面積は、併せて329㎡ 転用目的は、「進入路」で、「所有権の移転」です。地図資料21ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から北東へ約1.4kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は併せ利用地の●●●で居住し、そこで●●●を経営しております。当初はその土地のみで来客用駐車場、自家用駐車場を賄っておりましたが、手狭であり前面道路の通行量も多く危険であったため、その後平成19年に店舗東側の土地●●●を取得し自家用駐車場として整備しました。その際に農地法の許可を取らずに親戚が所有している今回の申請地に碎石を敷き詰め進入路として整備し、今まで利用していました。そのため、この度は始末書を付けての申請となります。当該土地は過去に碎石を敷いて整備しているのみで、新たな造成はなく現況のまま使用するため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田及び畑 面積は、併せて11656.74㎡ 転用目的は、一時転用で「資材置場兼工事用通路」です。地図

資料 23 ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所本庁」から北東へ約 300m に位置する農地で、●●●は市役所から 300m 以内の農地のため第 3 種農地、その他は阿波市農業振興整備計画における農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地については農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」とある農用地区域内農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は徳島自動車道の 4 車線化工事を請け負っています。工事に伴い多数の大型車両が出入りするため、工事用通路、現場休憩所及び作業員用の駐車場等が必要であり、現場付近である申請地を一時転用する運びとなりました。土地の造成については、表土をすきとり不陸転圧後、土木シートを敷設し、客土及び砕石にて造成をします。すき取った表土は飛散防止シート、ネットをして現地にて補完し、事業終了後に埋め戻します。周囲にある既存壁や土地より低いレベルで造成するため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。なお、計画地内にある法定外公共物の使用については、建設課と協議済みです。土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に係る手続きは●●●が徳島県の担当課と協議しており、盛土規制法については対象外となっています。また、工事終了後は、砕石・客土を撤去の上、表土を埋め戻し、農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、令和 10 年 6 月 30 日までとなっています。給水は必要なく、排水は雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第 3 号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第 5 条第 2 項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号 1 番を 18 番十川委員にお願いします。

○18 番（十川委員）18 番十川です。事務局のとおりなんですが、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、●●●の駐車場を新しく作ったときに進入路も作ったんですが、申請が必要であることを知らなかった。今回始末書をつけて申請していただいているので、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。案件番号2番ですが、かなり広範囲にわたる土地の一時転用ということで、先週現地調査並びに行政書士の方に聞き取りを行いました。かなり荒れている土地もございますが、それは●●●の方が管理をするということになっております。内容的には事務局のとおりだと聞いております。ご審議のほどお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年5月15日付け阿農振第169号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第5号」をご覧ください。8ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、40件 147筆 総面積127,953.00㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、24筆 18,515.00㎡ 使用貸借が、8筆 4,006.00㎡。

次に、新規で賃貸借が、79筆 65328.00㎡ 使用貸借が、36筆 40,104.00㎡。なお、解約者につきましては、9ページから10ページをご覧ください。20件 60筆 51,126.00㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市 地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の議案では、今後農振除外や農地転用が行われることが見込まれるため、農地面積が減少する地域についての変更案を提出しております。変更がある箇所については赤字で記入しております。か

っこの中が変更前でありまして、その右側が変更後となります。今回変更するのは一条・柿原・土成・八幡・大俣・久勝・林地区で、減少面積の合計は、33666.19㎡となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 7ページから、9ページをお開きください。今月は、4件 17筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、4件 17筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、9ページ、16ページまでとなります。今月は、21件 58筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、21件 58筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和7年第5回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年6月25日(水曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後2時12分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員